

議事日程第3号

平成24年12月14日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 議案の審議及び採決 23件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第67号 可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第68号 加茂郡坂祝町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第69号 加茂郡富加町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第70号 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第71号 加茂郡七宗町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第72号 加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事

務委託に関する規約について

議案第73号 加茂郡白川町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について

議案第75号 可茂消防事務組規約の一部を改正する規約について

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第2号 亜炭鉱廃坑の対策についての要望書

発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 4件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高 山 由 行	2番 山 口 政 治
3番 安 藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山 田 儀 雄
7番 加 藤 保 郎	8番 伊 崎 公 介	9番 植 松 康 祐
10番 大 沢 まり子	11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	丹羽一仁	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
教育担当参事	安藤信治	企画調整 担当参事	三輪康典
総務課長	寺本公行	企画課長	加藤暢彦
まちづくり課長	須田和男	税務課長	佐久間英明
住民環境課長	水野嘉博	保険長寿課長	山田徹
福祉課長	若尾要司	農林課長	植松和徳
上下水道課長	亀井孝年	建設課長	伊左次一郎
会計管理者	田中秀典	学校教育課長	藤木伸治
生涯学習課長	玉木幸治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、ケーブルテレビ可児より取材撮影の申し込みがありましたので、これを許可いたします。

ここで、山田保険長寿課長より発言を求められておりますので、これを許します。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、資料の訂正について御説明をさせていただきます。

本議会に提案しております議案第62号、議案第63号、議案第64号の介護保険の地域密着型サービスの基準を定める条例等の制定について関係するものですが、お手元、別冊の資料つづりの20ページをごらんください。

資料の概要説明のページ中ほどから、黒丸で地域密着型サービスの種類がございます。その1番目の白丸、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の説明の中で、3段落目に「単時間の定期巡回型訪問」とございますが、「単時間」の「単」の漢字が間違っておりました。正確には、長短の短、短い時間でありますので、まことに恐れ入りますが御訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。大変ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 伊崎公介君、9番 植松康祐君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、朗読を省略し、提出者より説明を求めます。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第1号の御嵩町委員会条例の改正に伴いまして、御嵩町議会会議規則の改正も必要になり、発議第3号の追加をお願いするものです。

内容は、資料のその2をごらんください。

第17条、修正の動議として、条項、「法第115条の2」を「法第115条の3」に変更するものです。

第73条、所管事務等の調査については、条項の追加になります。第1項の追加、第2項は条項の変更で、「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に変更するものです。

第14章の公聴会及び第15章、参考人については、追加するものです。本会議でも公聴会の開催及び参考人の出席を求めることができるという内容になります。

14章、15章の追加により各章が繰り下げとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の関係でございますが、これを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 御嵩町防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 御嵩町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号 御嵩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号 美濃加茂市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第67号 可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号 可児市と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第68号 加茂郡坂祝町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号 加茂郡坂祝町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託

に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第69号 加茂郡富加町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号 加茂郡富加町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第70号 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号 加茂郡川辺町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第71号 加茂郡七宗町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号 加茂郡七宗町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第72号 加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する

る規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号 加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第73号 加茂郡白川町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号 加茂郡白川町と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号 加茂郡東白川村と可児郡御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第75号 可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号 可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

発議第2号 亜炭鉱廃坑の対策についての要望書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 亜炭鉱廃坑の対策についての要望書について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第58号及び議案第62号から議案第64号のあわせて4件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました4件について、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

初めに、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定についてを行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

それでは、12月13日に行われました総務建設産業常任委員会付託事件の審査の報告を行います。

平成24年12月13日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。第4回定例会の12月11日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成24年12月12日。

2. 審査事件名、議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について。

3. 審査の経過、御嵩町暴力団排除条例の制定について、御嵩町民の安全で平穏な生活が確保できるかを主眼に審査しました。

主な意見として、①町民に対し、周知をしっかりとお願いしたい。②暴力団の資金源となるような施設の排除を願いたい。

(2)主な質疑、これは本議会でもありましたが、暴力団の定義についての確認。②御嵩町で条例を制定した理由並びに他市町村の状況について。

4. 審査の結果、議案第58号は、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま総務委員長のほうから審査結果の報告があったわけなんですけれども、これは議長に見解をお伺いしたいと思いますが、13日に開かれて、ここに出ているのが、常任委員会の印鑑が欠けていたり、受け付け印がなかったり、回覧もなかったというようなやつが出ているわけなんですけれども、本来、議長宛てに報告があったときに、印鑑とか委員会事務局が受け付けた、その辺の経過のところについては、今後その辺の話はどういう形で進められるということでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

それでは、ただいまの山田議員の質問に対してお答えいたします。

本定例会に提出しました文書につきましては、これはあくまでも資料として提出させていただいておりますので、それで省略をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

そうしますと、本来、正式な文書は議長のほうへ届いているということで解釈してよろしいでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

そういう理解をしていただければありがたいと思います。そういうことであります。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ということであれば、正式なものが届いていれば、それを今後コピーして出していただいたほうがいいのかという思いがしますし、以前から、当然そういうものでやってきた経過があると思います。いかがでしょう。

議長（谷口鈴男君）

御指摘の案件でございますが、本来、資料といえども、そういう形をとるべき筋合いだと思

いますので、今後、そのような形をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 御嵩町暴力団排除条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、民生文教常任委員会付託事件の議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

平成24年12月13日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。第4回定例会の12月11日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成24年12月12日（水曜日）。

2. 審査事件名、議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準を定める条例の制定について、議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について。

3. 審査の経過、御嵩町指定地域密着型サービス（介護予防を含む）の事業運営が効果的であるかを主眼に審査をいたしました。

(1)主な質疑、①条例制定前と制定後では、介護を受けている人にサービスの違いがあるか確認をした。②近隣市町村の地域密着型サービスの動向について状況確認をした。③訪問介護・訪問看護の定義及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス内容の確認をした。

4. 審査の結果、議案第62号、議案第63号、議案第64号、以上3件、全員の賛成により可決をいたしました。以上報告をいたします。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号 御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定についてに移ります。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（谷口鈴男君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程されました、また上程いたしました議案について全て賛成をいただきまして、まことにありがとうございました。

条例等々大変御迷惑をおかけしたのもございますが、何とか新しい年に向けて進んでいけ

る体制を整えることができたと思っております。

昨日、皆さん御承知のように、本当に御苦労さまでございましたが、新たな工法としての実証実験が行われました。当然、これから一年ほどモニタリングを続けていくわけでありますけれども、一つ工法が見つかったということで、また将来の光が、展望が多少は開けてきたかなということを感じております。

平成25年という年は、御嵩町にとって亜炭廃坑でかなり大きな節目を迎えるような気がしております。タイミングを間違えないように、また相手を間違えないように、しっかりとした要望活動をしてまいりたいと思います。その節には、この件に関しては議会の皆さんも全て積極的に、前向きに取り組んでいただけると確信しておりますので、行政、議会の壁を乗り越えて、同じような行動、活動をしていきたいと考えておりますので、その節には声をかけさせていただいたり、また逆に議会側から声をかけていただくようなことをしていただきながら、来年、大きな節目というのは、ただ私が思っているだけなのかもしれませんが、来年に備えて、しっかりとした平成24年という年を終えていきたいと思っております。

ことは雪が降るのも大変早く降りました。スキー場のほうは喜んではいるとは思いますが、だんだん自然災害についても形を変えております。

1年間、24年という年は平穩の年だったと現段階では言えるのではないのかなと思っておりますが、この後、残された二十日足らずでありますけれども、ぜひそういう点も含めて、いい年を送り、また新しいよい年を迎えていただきますよう、議会の皆様、25年度はしっかりと歩みを刻んでいけるような体制を整えていただきたいと思います。

健康に気をつけられまして、きょう、あす、あさってあたりは委員の皆様も大変忙しいかと思っておりますので、その場その場でのしっかりとした活躍を御祈念申し上げまして、本定例会の最終の挨拶とさせていただきます。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成24年御嵩町議会第4回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時50分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員